

教 育 学 部 長
大学院医学研究科長
大学院保健学研究科長
大学院理工学研究科長 殿
農 学 生 命 科 学 部 長
被ばく医療総合研究所長
アイソトープ総合実験室長

弘前大学動物実験委員会
委員長 上野伸哉

弘前大学動物実験に関する教育訓練の実施について（通知）

標記のことについて、弘前大学動物実験に関する規程において、“学長は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、委員会の実施する教育訓練を受けさせなければならない”と規定されています。つきましては、下記のとおり教育訓練を開催しますので、貴部局内の周知方よろしく願います。

（※今回受講の方は、次回の教育訓練受講は令和3年度になります。）

なお、平成28年度及び平成29年度に教育訓練を受講された方は、令和2年3月末が有効期限となっております。今年度の定期の教育訓練は今回が最後となりますので、有効期限が令和2年3月末となっている方で、令和2年4月に動物実験を継続する場合には、今回の教育訓練を受講する必要がありますので、遺漏のないよう御留意願います。

また、準備の都合上、受講を希望される方は、令和元年10月16日（水）までに下記担当まで直接お申し込み願います。

記

- 1 日時 令和元年10月23日（水） 18：00～（120分程度）
- 2 会場 医学部基礎校舎1階 基礎大講堂
- 3 対象者
 - ・動物実験計画書に記載予定の動物実験責任者及び動物実験実施者
 - ・飼養保管施設設置承認申請書に記載予定の飼養者※学部学生が卒業論文のための研究として動物実験に関わる場合は、研究者と同等の扱いとなりますので、教育訓練の受講及び、計画書への記載が必要になります。
※ケージ交換のみの場合でも、動物実験の一環となりますので、教育訓練の受講及び計画書への記載が必要になります。
※本学に赴任予定で、動物実験を実施する予定の方についても、受講されますようお願いいたします。
- 4 講師 ①動物実験委員会 上野委員長
②組換えDNA実験安全委員会 赤田委員長
③バイオセーフティ委員会 萱場委員長
④動物実験施設 成田主任
- 5 講習内容等
 - ・関係法令等及び本学の定める規程、動物実験等の方法に関する基本的事項、実験動物の飼養保管に関する基本的事項、安全管理に関する事項、その他適切な動物実験等の実施に関する事項
 - ・カルタヘナ法および遺伝子組換え生物等の不適切な取扱事案等に関する事項
 - ・動物を使用したバイオハザードに関する事項
 - ・動物実験施設の継続講習に関する事項
- 6 その他
 - ・大幅な遅刻、途中退席等は出席となりませんのでご注意ください。
 - ・学部学生が学生実習として動物実験を実施する場合はDVD講習の受講が必要です。

担当：研究推進部研究推進課
内線3906（古川）

E-mail：jm3906@hirosaki-u.ac.jp